

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年9月15日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 9/15

- 9月13日夜、イスラエル首相府及び保健省が、ユダヤ暦新年前夜から始まる規制措置を発表しましたので、邦人の皆様の生活に大きく影響する主な内容を以下のとおりお知らせします。
- 外出制限を始めとする禁止事項に違反した場合は刑法に違反することとされ、罰金が課され得るとされています。
- 発表内容の詳細につきましては、以下のリンクを御確認の上、追加情報の発表に御留意ください。
- 今後も更なる追加措置がとられる可能性が考えられます。既に実施されている措置の詳細確認と共に、イスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

1 規制措置の主なものは次のとおりです。

(1) 第一段階 9月18日(金)午後2時から10月11日(日)まで(開始から2週間後に罹患状況を評価する)

- ・ 一般の来客を受けない事業及び必要不可欠なサービスを提供する事業は、財務省が提出する概要に従って活動を継続することが可能。
- ・ プール、スポーツジム、レストランを含め、商取引、文化、娯楽、国内観光の分野における一般客向けのあらゆる事業の完全な閉鎖(ただし、必要不可欠なサービス、食品を販売する店舗、薬局、眼鏡屋又は衛生用品を販売する店舗、家屋の維持に欠かせない資材、通信機器、医療機器を取り扱う店舗を除く)。レストランを含む事業は、配送サービスのみ営業が許可される。
- ・ 自宅からの移動は500メートルに制限(ただし、上記の必要不可欠なサービス・店舗を含む、規則に詳述される不可欠な必要事項のための外出を除く)。
- ・ 教育機関の閉鎖(特別教育、寄宿学校及びコロナウイルス特別権限法に規定されるその他の例外を除く)。
- ・ 人の集まりは「Traffic Light Plan」の赤色措置に応じた制限(閉鎖空間で最大10人、屋外で最大20人まで)。

(2) 第二段階 (Traffic Light Plan)

罹患状況の最新の精査とコロナ閣議の決定に基づき、第一段階終了時点で「Traffic Light Plan」に沿った活動に切り替える。

(3) その他

- ・ 公共交通機関の運行は、各段階における経済活動の範囲に応じて縮小及び調整される。
- ・ これまで実施していた「Traffic Light Plan」の有効期間を9月18日午後2時まで延

長。

2 保健省が14日に発表した航空業務に係る事項は次のとおりです。

(1) Purple Badge の規則に従い、既に承認されているフライトを対象にベングリオン空港からの出入国が可能。

(2) 空港に向けて出発する者は、有効な航空券を提示することで、フライトの4時間前から500メートルの移動制限を受けない。

(3) 「グリーン国」に向け出発する者は、自宅隔離や閉鎖の条件無しにイスラエルに戻ることができる。「レッド国」に渡航する者は、イスラエル帰国時に自宅隔離を要する。「グリーン国」が「レッド国」に変更される場合、隔離無しにイスラエルに戻ることができるよう4日間の事前通知が示される。

3 在留邦人、短期渡航者の皆様におかれましては、以下の点に御注意の上、御自身や周囲の方々の感染予防に努めてください。

(1) 不要不急の外出を控える。

(2) 外出する場合はマスク（必要に応じて手袋）を着用し、密閉空間、密集場所、密接場面を避け、ソーシャル・ディスタンスを確保する。

(3) アルコール系消毒液又は石けんと流水による手洗い。

【参考情報】

(今回の発表)

https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_magen130920

(航空業務に係る保健省発表、ヘブライ語)

https://www.gov.il/he/departments/news/14092020_01

(イスラエル保健省)

英語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

Traffic Light Planに基づく各自治体の色分けと制限措置

(保健省発表 URL)

https://www.gov.il/en/departments/news/30082020_05

(首相府発表 URL)

https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_health030920

各自治体の色分けは以下のサイトで確認できます。

赤 https://www.gov.il/he/Departments/Guides/ramzor-cites-guidelines?chapterIndex=2&utm_source=go.gov.il&utm_medium=referral

オレンジ https://www.gov.il/he/Departments/Guides/ramzor-cites-guidelines?chapterIndex=3&utm_source=go.gov.il&utm_medium=referral

黄 https://www.gov.il/he/Departments/Guides/ramzor-cites-guidelines?chapterIndex=4&utm_source=go.gov.il&utm_medium=referral

緑 https://www.gov.il/he/Departments/Guides/ramzor-cites-guidelines?chapterIndex=5&utm_source=go.gov.il&utm_medium=referral

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

(新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100090369.pdf>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>